

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認められる次の建築物およびこれに附属する工作物に対する必要な措置について、法第 14 条第 10 項の規定に基づき略式代執行を実施しました。

1. 特定空家等の概要

- (1) 所在地 紋別郡湧別町中湧別北町 1 9 4 番地の 3
- (2) 所有者 不明（土地所有者は、湧別町に所在した解散団体）

2. 代執行の内容

- (1) 措置内容
 - ①建築物および附属物の除却
 - ②立木の伐採および伐根
 - ③動産の処分
- (2) 施工業者 沢口産業株式会社
(紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 3015 番地の 5)
- (3) 費用 工事請負費 594,000 円

3. 代執行の実施期間

令和 3 年 7 月 21 日（水）から令和 3 年 8 月 12 日（木）まで

4. 代執行の状況



執行前



執行後